



麻生副総理



菅総理



二階幹事長

## 鼻出し・あごマスクを励行しましょう

反ワクチン訴訟弁護団

主任弁護士 木原功仁哉（きはらくにや）

マスクの常時着用は、「酸欠状態」をもたらします。

人は、約 21%の酸素濃度の空気を吸い、約 15%の酸素濃度の空気を吐きます。約 16%の酸素濃度で酸欠状態になり、脈拍・呼吸数の増加、頭痛、目まい、集中力低下などの症状を引き起こします。とりわけ、鼻までマスクで覆うと、新鮮な空気ではなく自分の呼気を多く吸い込むこととなりますから、酸欠状態に陥ることは明らかです。

また、夏場のマスク着用は熱中症の原因になるので、屋内であっても極力回避する必要があります。厚労省HP『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント』では、屋内であってもマスクを外して休憩する必要があることを認めています。

さらに、マスクを着用すると新鮮な空気を吸えず、マスク内で繁殖した雑菌に汚染された空気を吸い込むことになるので、健康被害の原因になりうることは、多くの医学論文で指摘されています。

一方、マスクの感染防止効果はほとんどありません。なぜなら、武漢ウイルス（新型コロナウイルス）の大きさは 0.02~0.1  $\mu\text{m}$  であるのに対し、不織布マスクの網目は 5  $\mu\text{m}$  のため、ウイルスが通過し放題だからです。

したがって、これからは「鼻出しマスク」（菅総理）のほか、いつでもマスク着用ができるように「あごマスク」（二階幹事長）、「片耳マスク」（麻生副総理）を励行して、酸欠状態や熱中症を防ぐことで自己の健康状態を維持し、免疫を高めることにより、武漢ウイルス禍を乗り切りましょう！

【質問1】マスクの着用義務を定めた法律はありますか？

【回答】ありません。新型インフルエンザ特措法（今回の武漢ウイルスを規律する法律の一つです）は、国民には感染拡大防止努力義務（4条1項）があると定めているものの、「マスク」の着用について定めた条文はありませんし、着用は「奨励」のレベルにすぎません。ですから、「なぜ、マスクを着用していないのか」と問われても、「マスクを着用するかどうか検討したが、効果に疑問があるだけでなく、健康障害の懸念があるため、着用を断念した」と答えれば足りるのです。

【質問2】会社の事務職です。鼻までマスクで覆うよう業務命令が出されたのですが、従う義務はありますか？

【回答】ありません。前述のとおり、新型インフル特措法ではマスク着用義務が課されていないのに、法律よりも下位規範である就業規則や業務命令で着用義務を課することなどできないからです。

弁護士センセイの中には、業務命令によりマスク着用義務を課することができるかと仰せになる方もおられます。しかし、新型インフル特措法は、マスクも手洗いも外出自粛も、国民の日常生活・経済活動を可能な限り制約しないため（というより、義務化すると様々な行政訴訟が起こされて厚労省や裁判所の事務がパンクしてしまうことや、義務化することで損失を受けた人に損失補償（憲法29条3項）をする

必要性が生じるため)、すべて「要請」「協力」という「お願いベース」の規制にとどめているのが同法の一貫した考え方です。それゆえ、マスクのみを義務化するような「上乘せ」業務命令は新型インフル特措法の考え方に正面から反するものですから、違法・無効です。そのような業務命令に反したからといって、懲戒処分や解雇・雇止めなどの不利益処分をすることはできません。

【質問3】上司から「マスクができないのなら、その旨が明記された医師の診断書を出せ」と言われたのですが、提出する義務はありますか？

【回 答】ありません。その場合、「診断書を提出しなければならない就業規則上の根拠を示してください」と質問してください。

そもそも、マスクの着用義務がないのに、着用義務があることを前提に診断書の提出を催促するのは論点のすり替えです。また、必要性のない診断書の提出を従業員に求めることはプライバシー権の侵害ですから、応じる義務はありません。

【質問4】上司から「鼻出しマスクだと、コロナ患者が出た場合に保健所から濃厚接触者と認定される人の範囲が広くなり、会社が不利益を受けてしまう」と言われたのですが、どうしたらいいですか？

【回 答】(1)「保健所の疫学調査対策という会社の都合で、私の健康まで犠牲にするつもりですか？」という趣旨のことは毅然と伝えるべきではないでしょうか。その上で、譲歩案として、口からの飛沫を抑えることができる「鼻出しマスク」で折り合いをつけるというのはいかがでしょうか。

(2)「濃厚接触者」とは、患者の感染可能期間内（発症日の2日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間）に、接触した者の内、次の範囲に該当する人と定義されています（国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」）。

ア 患者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人

イ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人

ウ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人

エ その他、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

(3)「鼻出し・あごマスク」の方は上記エに該当する可能性があります。1m以上離れているか、1m未満であっても15分未満の接触であれば、原則として濃厚接触者にあたりません。また、接触する相手方が鼻までマスクで覆っていれば、あなたはその呼気にほとんど接していないのですから濃厚接触者になる可能性は低いでしょう。なお、厚労省HPによると、ウイルスを吸い込むのを防ぐというよりも呼気に含まれるウイルスの拡散を防ぐという理由で、マスク着用が奨励されています。

(4)そして、「鼻出し・あごマスク」運動に賛同するあなた自身は、PCR検査を絶対に受けないでください。そもそも、PCR検査を受検しなければならない法律上の根拠は存在しません。仮にPCR陽性とされ、感染者とされてしまうと、就業制限、強制入院などの様々な不利益が生じてしまいます。

(5)PCR検査の陽性者だからといって、感染者というわけではありません（マスコミは意図的に誤導しています。）。厚労省・佐原康之医務技術統括管理官は「PCR検査での陽性判定は、ウイルス感染の証明ではない」と述べています（R2.12.2 参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会での答弁）。また、PCR検査の開発者であるキャリー・マリス博士（ノーベル化学賞）自身が、PCR検査をウイルス検出に使用すべきでない、使用すれば誰でも陽性になってしまうと述べています。

(6)結局のところ、職場の誰もPCR検査を受けなければ、感染者が作り出されることがないので、あなただけでなく全員が「鼻出し・あごマスク」ができるのです。換言すれば、諸悪の根源は、何ら科学性のないPCR検査であり、「鼻出し・あごマスク」運動は「反PCR検査」運動とセットで行う必要があります。

以 上